

# 久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点の漢音声調

## ——金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点との比較を通して——

佐々木 勇

### 一、本稿の目的

本稿は、鎌倉時代の漢音資料として活用されてきている久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点の漢音声調を記述することを目的とする。

そのために、金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点と比較する方法を採る。

それによつて、同時代の日本漢音声調が一通りでなかったことを具体的に示すことをも、目的とする。

### 二、本稿の対象資料

本稿において比較資料として用いる金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉中期点（以下、単に『群書治要』とも呼ぶ）は、きわめて有名な文献であるため、資料説明は省略する。本稿では、清原教隆（一九九—一二六五）が、建長五年（一二五三）〜正嘉元年（一二五七）にかけて直接加点了ことが奥書より知られる経部（巻第一〜巻第十。ただし、巻第四欠）を対象とする。

本稿の主対象資料とする久遠寺蔵『本朝文粹』（巻第二〜第十四）も、複製本が出版され、国語資料として重視されている。

次に、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉期点（以下、単に『本朝文粹』

とも呼ぶ）の奥書を、内容が近いものを並べて、掲げる（巻第五・

巻第九は、奥書部分が欠けている）。

巻第三 文永六年（一二六九）五月廿一日以相州御／本書写点校畢抑此御  
本者／最明寺禪門之御時仰故教／隆真人加點而已

巻第七 本奥云／文永七年（一二七〇）六月廿一日以相州御本書写／点校  
畢抑此御本者最明寺禪門之／御時仰故教隆真人被加點（云々）

巻第十一 本奥云／文永七年（一二七〇）六月廿一日以相州御本書／写点校  
畢抑此御本者最明寺禪門之／御時仰故教隆真人被加點（云々）

巻第十二 御本云／文永八年（一二七二）二月九日以相州御本書写／点校畢  
抑此御本者最明寺禪門之／御時仰故教隆真人被点（云々）

巻第八 文永八年（一二七二）三月七日／以相州御／本書写点（校畢）／  
抑此御本者最明寺禪門之／御時仰故教隆真人被加點（云々）

巻第一（前嘉文庫本） 文永六年（一二六九）五月廿一日以相州御本書写／点校畢最  
明寺禪門之御時仰故教／隆真人加點而已

巻第四 本奥云／此書於世間尤大要也乃手身朱墨／共加點畢／ 前  
参河守清原 在判

巻第十 此書於世間尤大要也乃手身／朱墨共加點畢／ 前参河守清原  
在判

巻第六 文永八年（一二七二）／此書者最明寺禪門之御時／仰故教隆真人

終朱墨ノ之点而已

卷第十四 此書世間流布之点雖口ノ猶紙謬有歟仍 最明□(寺)ノ禪門之

御時課故教隆ノ真人被加點(云々)

卷第十二 本奥云ノ最明寺禪門之御時仰故教隆ノ真人被加點(云々)

卷第十三 建治二年(一二七六)潤三月十六日於二階堂杉谷ノ令書寫畢ノ

本云ノ西(「最」をミセケチとし訂正)明寺禪門之御時仰故教隆

真人被加點(云々)

右の奥書から、清原教隆が加點した本(「相州御本」)を、教隆没後、文永六年(一二九〇)八月(一二九〇)にかけて移點し、それをさらに移點したものが、現存の久遠寺本であることが知られる。

清原教隆が『本朝文粹』に加點した時期は不明である。ただし、北条時頼を「最明寺禪門」と呼ぶため、時頼剃髮(康元元年十一月)後であり、教隆が文応元年に帰京する以前であろうと推定されている。これに従えば、教隆の加點は、一二五六年十一月(一二六〇年)の間となる。金沢文庫本『群書治要』経部の加點と、同時期である。その教隆点を移點した現久遠寺本の書写・加點時は、卷第十三の奥書から、建治二年(一二七六)とされている。しかし、卷第十三は、本文・奥書・訓点とも、他巻と筆が異なる。また、卷第十三のみ、他巻よりも界高が高い。よって、卷第十三の奥書を、他巻の訓点にまで及ぼすべきではない。

ただし、この事実は、他巻の書写加點時が鎌倉時代中期であることを否定するものではない。卷第十三以外の巻も、仮名字体から、建治二年(一二七六)頃の書写加點であると判断される。

なお、陽明文庫に、現存久遠寺本を弘安九年(一二八六)に書写した本の近世転写本が蔵されている。その陽明文庫本には、久遠寺

本の鎌倉中期点も移點されている。よって、現存久遠寺本への訓点加點時の下限は、弘安九年(一二八六)である。したがって、久遠寺本の鎌倉期点は、一二七一年(一二八六年)の間に加點されたことになる。金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点より、二十年ほど後の加點である。

しかし、久遠寺蔵『本朝文粹』の訓点は、一筆ではない。訓点の中心は、卷第二等に見られる右下がりの仮名と同筆の訓点である。

卷第三・第十三の仮名点には、この右下がりの仮名の特徴が見られず、別筆だと思われる。また、卷八・卷九の前半部分、卷十の巻頭部分、および卷十一の全体は、別筆訓点の方が多い。

本稿では、本資料加點の中心である、字形が右下がりの特徴を示す訓点に加點された範囲を対象とし、全巻を通じてしばしば存する別筆訓点の対象から外す。

なお、今回対象とする訓点は、卷第十三を除く奥書と同筆である。それは、この訓点加點者によって本文に書き込まれた漢字字体と、卷第十三以外の奥書漢字字体とが等しいことから知られる。

右のごとく、久遠寺蔵『本朝文粹』は、金沢文庫本『群書治要』経部に加點した清原教隆の訓点を伝える文献である。よって、以下、両資料の比較によって相違点が指摘できたならば、それは、同一人物が異なる漢音声調を記す場合があったことを示す可能性が高い。

### 三、両資料における漢字音注の概要比較

#### 1. 字音注の加點数

両資料声点加點の比較に先立ち、両文献における漢字音注の概要を見る。

両資料の漢字音注は、反切・同音字注、仮名音注、声点からなる（他に、音合符・音読符が存するが、本稿では考慮しない）。その加點数と、全体数に対する割合を記すと、次のようになる（下は、当該音注が加點された漢字の延べ数である。たとえば、当該漢字に反切が二つ付されていても、一字の漢字に対する注であるため、一と数えた）。

	反切・同音字注	仮名音注	声点	計
『群書治要』	二七四	一九四二	三〇五五	五二七一
	(5.2%)	(36.8%)	(58.0%)	(100.0%)
『本朝文粹』	四六	三九六一	三七〇三	七四四〇
	(0.6%)	(49.6%)	(49.8%)	(100.0%)

右の加點總数は、対象文献の分量にほぼ比例している（『群書治要』九卷〈各巻500〜600行程度〉、『本朝文粹』十一卷〈各巻600〜900行程度〉）。

右を、加點音注の種類別に見ると、次の点が指摘できる。

①『本朝文粹』は、『群書治要』に比して、反切・同音字注の割合が低い。

②『本朝文粹』は、『群書治要』に比して、仮名音注の割合が高い。

③『本朝文粹』は、『群書治要』に比して、声点の割合が低い。以下、右のそれぞれについて、若干の検討を加える。

## 2. 反切・同音字注

金沢文庫本『群書治要』経部の反切・同音字注は、全巻に亘って見られる。そして、それらの反切・同音字注は、『經典釈文』を出典とすることが明らかにされている。

それと比して少ない『本朝文粹』の反切・同音字注は、特に卷第四（論奏・表）に集中する（四六字中二八字）。その理由は明らかにしたいが、祭文・願文・表白等を収める卷十三・十四には、反切・同音字注が皆無であるという差が存する。

この『本朝文粹』にも、『群書治要』同様、『經典釈文』からの引用が存する。出典が明記される左がそれである（以下、へ）内に小書き文字を、（）内に所在を記す。所在は、巻数と行数で示す）。

弛（礼記釈文云式是反謂不張也）（四296）

これは、『經典釈文』「礼記音義一六」（通志堂本に依る）の反切・義注と一致する。

しかし、他の反切・同音字注は、『經典釈文』とほとんど一致しない。久遠寺藏『本朝文粹』鎌倉期点では、『經典釈文』に掲出されない漢字にも反切・同音字注が加點されていることから、『經典釈文』にのみ依拠した注ではありえない。

他に出典を記した例として、次のものがある。

册（玉楚責切立也説文曰符命也諸侯進受於王也象其札一長一短

中有二編之形 □（□文）（三13）

右は、反切を「切」として引く。よつて、「玉」は、『大広益会玉篇』であろう。そこで、『大広益会玉篇』を見ると、左の通りで、ほぼ全同である。

册（楚責切立也簡也説文曰符命也諸侯進受於王也象其札一長一

短中有二編之形（古文）（小学彙函本 上68ウ）

(書陵部藏宋版本および澤存堂本も同様。以下の引用は、小学彙函本に依る。)

ただし、久遠寺本『本朝文粹』は、「簡也」を欠き、注文末が虫損のため判読できない。『大広益会玉篇』の文末「簡(古文)」を参考に、久遠寺本を見直すと、残画から、もとは同文が書かれていたものと推定される。

次のような例もある。

劓<sup>ナ</sup> (居蟻反) 一劓<sup>ナ</sup> (九月反) 一刀曲也 (四二八)

『大広益会玉篇』には、次のようにある。

劓 (居蟻切刀曲也) (中47才8)

劓 (九勿九月二切劓劓也) (中47才9)

右の二字の注を、久遠寺本は、合わせて引いたものであろう。

反切を引用しないものにも、次の例がある。

堵 (玉、垣也又十六人曰堵) (三501)

『大広益会玉篇』には、「堵(都魯切垣也五版為堵又十六尺曰堵) (上10才4)とある。久遠寺蔵『本朝文粹』は、「尺」を「人」と誤りながら、抄出したものであろう。

これらの例から、久遠寺本が『大広益会玉篇』を引用していることは、疑いない。

他に反切を「切」として引いた例に、左例がある。

茶<sup>テ</sup> (奴協切病劣兒) (五360)

これも、宋代以後成立の『大広益会玉篇』や『大宋重修廣韻』などからの引用であろうと考えられる。そこで、まず、『大広益会玉篇』の「茶」字注を見ると、「奴結切莊子云(以下略)」(中24ウ)で合わない。つぎに、『大宋重修廣韻』(澤存堂本)を検索すると、

義注も含めて、一致する。

他にも、左のように、義注まで『大宋重修廣韻』と全同の引用があり、『大宋重修廣韻』が典拠のもう一つであったことは間違いない。

詰 (去吉反問也責讓也) (十二72上欄)

晤 (五故反明也朗也) (四525)

蹇 (九鞞反跛也) (四97) 坦 (他旦反平也) (四97)

萎 (於為反薦也) (四137上欄) 款 (苦管反至也) (四518)

このように、久遠寺蔵『本朝文粹』の反切の大部分は、『大広益会玉篇』または『大宋重修廣韻』と一致する。

ここでは、久遠寺蔵『本朝文粹』は、金沢文庫本『群書治要』と反切の拠り所が異なることを指摘した。

### 3. 仮名音注

『本朝文粹』鎌倉中期点は、『群書治要』鎌倉中期点よりも、反切・同音字注が少なく、仮名音注の割合が高い。

時代が降るとともに、音注は、反切・同音字注から仮名音注に移行することが、漢籍訓読資料の訓点をもとに、説かれている。

しかし、『群書治要』と『本朝文粹』とは同時代の加点点である。しかも、『群書治要』と『本朝文粹』とで、反切・同音字注にも拘わらず、『群書治要』と『本朝文粹』とで、反切・同音字注と仮名音注との割合は、異なる。

なお、両資料の仮名音注の内容を比較すると、久遠寺蔵『本朝文粹』の方が、日本語音化が進んでいることが知られる。詳しくは、別稿において述べたので、省略する。

### 4. 声点

時代が降るとともに、声点が減少し、ついには加點されないことが一般的になる。<sup>(14)</sup>

わずかな差ではあるが、ここでも、両文献の声点加點の割合が異なる点に注目される。<sup>(15)</sup>

いま、反切・同音字注を考慮せず、仮名音注と声点の有無で、両文献の音注加點漢字数を整理すると、次のようになる。

	仮名のみ加點	声点のみ加點	仮名・声点とも加點	計
『群書治要』	六八四	一七九五	一二五七	三三三六
	(18.3%)	(48.0%)	(33.7%)	(100.0%)
『本朝文粹』	一九二四	一九四一	一七六九	五六三四
	(34.1%)	(34.5%)	(31.4%)	(100.0%)

右のとおり、『本朝文粹』は、『群書治要』と比べて、仮名のみ加點した例の割合が高く、声点のみ加點した例の割合が低い(ただし、声点加點数は、訓点の総数が大きいため、『群書治要』よりも若干多い)。

以下、この久遠寺藏『本朝文粹』鎌倉中期点の声点について、『群書治要』鎌倉中期点と比較しつつ、実態を記述したい。

#### 四、声点の比較

##### 1. 呉音声調を示す声点の排除

『群書治要』『本朝文粹』とも、漢音読が中心であり、日本漢音資料として活用されてきている。ただし、両資料ともに、呉音読が混入している。そのため、この呉音読を除外した上で、両資料の漢音声調を比較すべきである。よって、まずその作業を行なう。

はじめに、『群書治要』から検討する。

『群書治要』において、呉音形と言えそうな仮名音注は、下に掲

げる七例に過ぎない。<sup>(16)</sup>

樊須<sup>ス</sup>(九三九) 訖<sup>ク</sup>モ(五三二) 眺<sup>テウ</sup>(七五三) 大札<sup>キツ</sup>(八八)

右の七例に加點されている声点は、本稿の検討から除外する。

また、声点のみ加點された例で、呉音の混入と判断されるものに、次の一字三例がある。これも除外する。

分<sup>フ</sup>(二三五) 差<sup>サ</sup>分<sup>フ</sup>(八七)

以上、『群書治要』における呉音形は例外的である。その呉音形の割合は、漢音直読資料『蒙求』諸本におけるよりも、低い。<sup>(17)</sup>

一方、久遠寺藏『本朝文粹』鎌倉中期点には、呉音読が比較的多く見られる。柏谷嘉弘『日本漢語の系譜』(一九八七年、東苑社)によれば、字音加點例の、約20%が呉音読であるという。ただし、柏谷論文は、久遠寺本の加點全例を対象にした調査であり、本稿が対象とする訓点に限れば、約8%・四五九例となる。<sup>(18)</sup> 本稿では、この四五九例を対象から除外する。

ただし、両文献ともに、呉音の声調を示す声点をすべて排除するのは難しい。これは、現段階では、各漢字の呉音声調・漢音声調が必ずしも明確でない上に、当該字の漢音声調と呉音声調とが同一である漢字が少なくないことによる。よって、以下の記述対象からは、呉音声調を示す声点を完全には排除できていない。<sup>(19)</sup>

##### 2. 対象声点全体の比較

まず、右で呉音と認定した例を除外した両文献の声点全体を、先行研究にない、中国中古音の四声と声母の清濁とによって分類した表を、作成した(表1・表2として本稿末尾に掲げた)。

表1・表2を比較した場合、表2に中国中古音の四声に外れる例が多いのは、久遠寺蔵『本朝文粹』の方に、吳音声調の混入例が多いことが主要因であろう。

3. 軽声点について

その他の点では、『本朝文粹』（表2）に軽点が少ない点に注意される。

日本漢音においては、軽声の消滅にともなつて軽点の意味が不明となり、次第に加点されなくなる。しかし、先行研究で扱われている鎌倉中期加点の漢籍における声点数と比較して、久遠寺蔵『本朝文粹』は、軽点加点率が著しく低い。

たとえば、比較対象の『群書治要』には、平声軽点一三四六例、入声軽点一六四例が見られる。これに対して、『本朝文粹』は、平声軽点一四〇例、入声軽点一七例でしかなく、特に入声軽点が少ない。

左に、『本朝文粹』において、入声軽点と認定した一七例を中国中古音の声母別に掲げる。

- 全清・槐（ハク）棘（キョク）（二一五九）
- 逃（トウ）債（ゼ）（二二五四）
- 舟（シュ）楫（セツ）（六三〇三）
- 朱（シュ）器（キ）（六九三）
- 次清・轍（チャク）に（ニ）（六七四三）
- 和（ワ）璞（ホク）（一〇三五六）
- 全濁・不（フ）感（カン）（四三〇二）
- 寂（シヤク）寥（リョウ）タリ（タリ）（九四八五）
- 楓（フウ）棘（キョク）（二二七九七）
- 駁（ハク）議（ギ）（二二六六六）
- 洌（リョク）塞（サイ）（七七三二）
- 激（キョク）シ（シ）（九五二九）
- 穎（エイ）脱（ダツ）（二二六〇六）
- 禿（コ）丁（テイ）（五三三七）
- 英（エイ）傑（ケツ）（八五五四）

次濁・台（タイ）嶽（ゲツ）（八七六九）

關（カン）入（ニ）ス（ス）（九四八〇）

全清字に用例が多いのは、入声全清字全体への声点加点数が多いためであろう（表2、参照）。本資料の入声軽点は、全濁字にも存する。また、語頭例、あるいは、特定声調に続く例が多い、といった傾向も見られない。その上、右の諸字全体では、本資料中に入声重点加点例の方が多い（「棘」六例、「楫」四例、「轍」二例、「璞」二例、「禿」二例、「嶽」二例、「寂」二例、「激」一例、「脱」一例、「入」一例、「惑」一例）。

よつて、久遠寺蔵『本朝文粹』の入声軽点は、入声重点が加点の際にずれたものであり、入声の軽重は、区別されていないと見るのが穏当であろう。

同じく鎌倉時代中期加点の類例として、高山寺蔵『理趣経』がある。この資料の漢音声調を示す声点においても、入声の軽重が区別されていないことが指摘されている。

一方、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点の平声軽点は、『廣韻』全清・次清字に、より多い。したがつて、平声の軽重は、区別していたと考えられる（高山寺蔵『理趣経』鎌倉中期点も平声の軽重は区別している）。ただし、この点は判然としないため、次に確認する。

4. 音節数から見た声点加点

金沢文庫本『群書治要』では、日本漢音の音節数によつて、声点加点に差異が見られた。

そこで、久遠寺蔵『本朝文粹』の声点加点例を、一音節字・二音節字に分けてみる。

その結果の延べ数を表に示したものが、左の表3である。

表3 久遠寺蔵『本朝文粹』の声点と音節数

	平	平軽	上	去	入軽	入	計
一音節字	437	3	180	178	4	110	912
二音節字	1280	37	334	657	13	319	2642
計	1717	40	514	835	17	429	3554

表3から、本資料の声点加例全体では、一音節字対二音節字の割合は、約一対三であることが知られる。

#### A. 平声重点と平声軽点

その全体の割合と比較して見た場合、まず、平声軽点が、二音節字に多いことが注目される。

金沢文庫本『群書治要』においても平声軽点は二音節字に多く、その理由を、平声軽という下降調アクセントを表現するには、二音節分の長さが必要であったためであろう、と推測した。<sup>25</sup>  
久遠寺蔵『本朝文粹』において、平声軽点に音節数による偏りが

存することから、平声軽点と平声重点とは、別の声調を示す点として区別されていたと考えられる。

#### B. 上声点と去声点

表3において、次に注目されるのは、上声点加例に一音節字の割合が高く、去声点加例に二音節字の割合が高いことである。

先に確認したとおり、本資料全体の声点加例は、一音節字対二音節字が約一対三である。ところが、上声点加例では、一対二に満たない。また、去声点加例では、二音節字は一音節字の、三・七九倍である。

よって、全体の加例傾向と比較した場合、上声点加例には一音節字の割合が高く、去声点加例には二音節字の割合が高い、と言える。

この事実は、和語・吳音に見られる「一音節去声字の上声化」<sup>26</sup>を想起させる。

一方、『群書治要』の声点加例にも、同様の傾向はうかがえる。しかし、『本朝文粹』ほどには、上声点・去声点の加例数に音節数による差が見られない。<sup>27</sup>

したがって、両資料の声点加例において、「一音節去声字の上声化」が反映されていたとすると、それは、『本朝文粹』に、より強く現出していたことが推測される。

#### ① 「一音節去声字の上声化」について

ただし、両資料の声点は、『廣韻』の四声とほぼ一致していた。よって、右の傾向は、『廣韻』上声字に日本漢音で一音節になる声点加例が多く、『廣韻』去声字に二音節字になる声点加例が多

いことによる結果に過ぎないかもしれない。

そこで、以下、両資料において、「一音節去声字の上声化」の具  
体例を探してみる。

まず、久遠寺蔵『本朝文粹』における一音節字の内、『廣韻』去  
声字に上声点が加された例を抜き出す。ただし、本資料において  
去声点加點例をも有する漢字に限った。

つぎに、漢字に通し番号を振り、右側に去声点加點例、左側に上  
声点加點例を記して掲げる。

- 1 宿霧 (五126) 霧露 (二153) 霧豹 (十二400)
- 2 蠹簡 (六839) 蠹害 (二823 七82) 疣蠹 (十二235)
- 3 矩歩セリ (十二471)
- 4 謝 (二40)
- 5 煦謝 (八349) 區 (八621) 區 (況俱反) (八612) 煦 (蓋句)
- 6 乙未 (八584) 己未 (十二349)
- 7 射 (四56) 射的 (八432) 射鶴 (九500)
- 8 貌姑射 (十462) 佐ナリ (十二77) 輔佐 (四294)

- 9 大務 (四57) 臺務 (八377)

- 10 機務 (四312)

- 11 園圃 (二93) 老圃 (十二374)

- 12 窮苦 (六90)

- 13 苦請 (二170)

- 14 治跡 (六380) 治否 (二377)

- 15 治否 (二396 八90 十293)

- 16 数奇 (六581)

- 17 数人 (二155)

- 18 哺養 (八410)

- 19 哺養 (二682)

- 20 三懼 (五526) 魁懼 (四514) 概懼 (七512)

- 21 荷懼 (四288)

以上の一五字である。この一五字に上声点加點が見られる理由は、  
様々であろう。しかし、両点加點例には同一語も含まれることから、  
「一音節去声字の上声化」を反映していると考えられる。  
次に、『群書治要』の例を、同様に掲げる。

- 1 履 (六22)
- 2 履 (六39)
- 3 御に (八503) 御す (八426) 御スルに (二62)
- 4 御は (三44)
- 5 御タリ (九358)
- 6 費に (九452) 費を (六227)
- 7 費の (十443)



4 寛<sup>カ</sup>暇<sup>カ</sup>シ<sup>シ</sup> (二377)

暇<sup>カ</sup>は (八325)

右の四字のみであり、『本朝文粹』と比べて少ない。

なお、『本朝文粹』では、上声点加点例のみの漢字にも、『群書治要』に比して、『廣韻』去声字が多い。それらの中にも、「一音節去声字の上声化」例が含まれているであろう。

以上、日本漢音調が去声である一音節字に対して上声点を加点了した例が、『群書治要』よりも『本朝文粹』に多い事を指摘した。その上で、それが、和語・呉音と同様の「一音節去声字の上声化」を反映した結果ではないか、と解釈した。

② 『廣韻』上声全濁字における音節数と声点加

両資料が「一音節去声字の上声化」を反映しているならば、上声全濁字への声点加点数から、「上声全濁字の去声化」の程度を見る時には、慎重を要する。なぜならば、一音節字に限り上声点が多い場合、それは、本来の上声を留めたのではなく、「一音節去声字の上声化」によると考えられるからである。そこで、この点を確認する。

ここでも、『本朝文粹』から検討する。

『本朝文粹』における『廣韻』上声全濁字に対する上声点加例・去声点加例を、一音節字か二音節字かによって分けると、表4が得られる(いずれの欄も、上の数字は異なり字数、下の( )内の数字は延べ字数)。

表4 『本朝文粹』全濁上声字への加例

	一音節字	二音節字	計
上声点	15 (22)	22 (30)	37 (52)
去声点	6 (6)	25 (36)	31 (42)
計	21 (28)	47 (66)	68 (94)

音節数で分けると、偏りが見られる。すなわち、二音節字については、『廣韻』上声全濁字に上声点を加点了した例と去声点を加点了した例とが同程度見られるのに対して、一音節字には去声点加例が少ない。このことから、本資料における一音節上声全濁字の中には、中国語の声調変化(上声全濁字の去声化)を反映して去声として伝えられながら、日本語の声調変化(一音節去声字の上声化)によって上声点加点了された例が存する、と解釈される。

一音節字去声点加例の六字六例は、左の諸例である。

ア 序<sup>キョウ</sup> (二619) (他に二例の上声点加例 (二579 八451) が存す。)

イ 肆<sup>シ</sup> 夏<sup>カ</sup> (七226) (他に上声点加例 (八624) が存す。)

ウ 荷<sup>カ</sup> 欄<sup>ラン</sup> (四288) (他に上声点加例 (六601) が存す。)

エ 禍<sup>カ</sup> 胎<sup>タイ</sup> (十二235)

オ 愚<sup>カ</sup> 婦<sup>フ</sup> (七561)

カ 是<sup>カ</sup> 非<sup>ヒ</sup> (二693)

右の半数三字は、本資料内に、上声点加例をも持つ。

これに対して、二音節上声全濁字の場合、上声点加例をも持つ去声点加字は、次の四字である。

1 象<sub>ナリ</sub>外 (六103)

象<sub>ナリ</sub> (九622) 懸<sub>ナリ</sub>象<sub>ナリ</sub> (五132)

2 懈<sub>ナリ</sub>緩<sub>ナリ</sub> (二830)

緩<sub>ナリ</sub>詞 (九516)

3 混<sub>ナリ</sub>シ (四390)

混<sub>ナリ</sub>シ (八461) 混<sub>ナリ</sub>す (五624)

4 親<sub>ナリ</sub>舅<sub>ナリ</sub> (八653)

親<sub>ナリ</sub>舅<sub>ナリ</sub> (四505)

二音節字では、二五字中四字しかないのであるから、一音節字の場合より、安定して去声点が加点されている。

このことから、本資料において、一音節字が上声・去声間で揺れている原因として、「一音節去声字の上声化」があると考えられる。

次に、『群書治要』の上声全濁字への加点例を、『本朝文粹』と同様に音節数によって分けると、左の表5となる。

表5 『群書治要』全濁上声字への加点例

		上声点	去声点	計
一音節字	15 (21)	11 (14)	26 (35)	
二音節字	20 (28)	21 (27)	41 (55)	
計	35 (49)	28 (41)	63 (90)	

表5のとおり、『群書治要』においても、一音節字に去声点を加点した例がやや少ない。しかし、二音節字との差は、『本朝文粹』よりも小さい。よって、『群書治要』の声点加点に、「一音節去声

字の上声化」が反映されていたとしても、その程度は、『本朝文粹』よりも小さい。

『群書治要』における一音節字去声点加点例の一一字一四例は、次の諸例である(ア)才は、『本朝文粹』と同一字)。

ア 序<sub>ナリ</sub>を (八408) (他に上声点加点例(七184)が存す。)

イ 夏<sub>ナリ</sub> (三275・九424) (他に上声点加点例(五32)が存す。)

ウ 荷<sub>ナリ</sub>の (三356)

エ 禍<sub>ナリ</sub>難<sub>ナリ</sub>に (八217) (他に二例の上声点加点例(八238・八376)が存す。)

オ 婦<sub>ナリ</sub> (六373)

キ 杜<sub>ナリ</sub> (三49) (他に三例の上声点加点例(三140・七23・八107)が存す。)

ク 未<sub>ナリ</sub>相<sub>ナリ</sub>を (七120)

ケ 坐<sub>ナリ</sub>シテ (八129)

コ 視<sub>ナリ</sub> (三204) 旋<sub>ナリ</sub>視<sub>ナリ</sub> (三346)

サ 百<sub>ナリ</sub>揆<sub>ナリ</sub>に (二13) 百<sub>ナリ</sub>揆<sub>ナリ</sub> (二434)

シ 左<sub>ナリ</sub>輔<sub>ナリ</sub> (九156)

『群書治要』においても、上声点加点例をもつ漢字が四字存する(ア・イ・エ・キ)。

これに対して、二音節上声全濁字の場合、去声点加点例とともに上声点加点例を持つのは、次の三字である。

1 象<sub>ナリ</sub> (十260)

象<sub>ナリ</sub> (二114・三91) 象<sub>ナリ</sub>ナリ (一302) 象<sub>ナリ</sub>形<sub>ナリ</sub> (八77)

2 倍<sub>ナリ</sub>す (二436)

三倍<sub>ナリ</sub>スル (三558)

3 蕩<sub>ナリ</sub> (九50) 蕩<sub>スル</sub>こと (七88) 蕩<sub>ニ</sub> (二484)

蕩<sub>ニ</sub> (唐黨反) (三483)

二一字中の三字でしかない(三字目「蕩」への上声点は反切の影響によるものかもしれない)。よって、『群書治要』においても、二音節字はより安定して去声点が加点されている。

右のとおり、上声点・去声点とともに加点された漢字において、一音節字に上声点の比率が高いことから、「一音節去声字の上声化」が存したものと考えられる。また、その程度は、『本朝文粹』の方が『群書治要』よりも大きい。

## 六、結び

以上、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点を金沢文庫本『群書治要』経部鎌倉中期点と比較した結果、同時期の加点でありながら、『本朝文粹』では、以下の点が『群書治要』と異なることが知られた。

1. 『本朝文粹』は、『群書治要』と比べて、仮名音注の割合が高く、反切・同音字注・声点の割合が低い。
2. 『本朝文粹』は、『群書治要』と異なり、『大広益会玉篇』や『大宋重修廣韻』などから反切を引用している。
3. 『本朝文粹』は、『群書治要』に比して、軽声点の割合が著しく低い。
4. 『本朝文粹』の声点は、入声の軽重を区別しない、平声・平声軽・上声・去声・入声の五声体系で加点されている。
5. 『本朝文粹』は、『群書治要』に比して、「一音節去声字の上声化」例が多い。

以上、同一人の訓点を伝える同時代加点の両資料において、漢音

声調を示す声点加点の相違を記述できた<sup>(2)</sup>。

このような相違が見られたのは、なぜであろうか。

久遠寺本『本朝文粹』鎌倉期点は、清原教隆の訓点が発するもの、二度の移点のために改変された可能性がある。しかし、かりに移点者によって変えられたものであったとしても、同じ鎌倉時代中期に、『群書治要』と『本朝文粹』とに、それぞれ異なる声点加点がなされた事実には変わりはない。

従来の研究では、久遠寺蔵『本朝文粹』の訓法について、「明経家の清原教隆の加点であるにも拘らず、漢籍とは異なる、仏書式や和化漢文式の訓法の色彩が相当に濃厚である」<sup>(2)</sup>ことが言われていた。

また、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点の仮名音注は、金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点と比較して、より日本語音化されている<sup>(3)</sup>。

これらの点から、本稿で知られた両資料における声調の相違も、漢籍『群書治要』と和化漢文『本朝文粹』における相違としてとらえられる可能性が高い。ただし、これを、『群書治要』と『本朝文粹』の差、あるいは、漢籍と和化漢文の差、というように、拡大解釈可能かどうかは、すべて今後の調査にかかっている<sup>(3)</sup>。

このように、当時の日本語資料全体から見れば近い関係の両資料に相違が見られたことから、漢籍訓読の場とさらに距離のある場では、和語の音とほとんど変わるところがない漢語音が実現されていたことが推測される<sup>(3)</sup>。

表1 金沢文庫本『群書治要』経部

廣韻 点	平 声				上 声				去 声				入 声			
	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁
平	168 (273)	58 (88)	154 (250)	150 (250)	8 (12)	1 (1)	3 (3)		4 (5)	1 (2)	7 (8)					
平 輕	95 (167)	17 (28)	18 (22)	10 (14)	2 (2)	4 (4)			3 (3)			1 (1)				
上	5 (6)		3 (4)	3 (3)	100 (187)	28 (43)	35 (49)	63 (92)	9 (10)	5 (7)	6 (8)	4 (6)				
去	7 (10)		5 (6)	4 (4)	15 (20)	9 (9)	30 (41)	13 (16)	172 (388)	41 (63)	87 (258)	81 (236)				
入 輕	1 (1)												45 (64)	15 (20)	17 (27)	28 (55)
入	1 (1)	1 (1)											76 (123)	30 (42)	43 (53)	37 (59)

(上の数字は異なり字数、下の( )内の数字は延べ例数、空欄は用例が無いことを示す。表2も同じ。)

表2 久遠寺蔵『本朝文粹』

廣韻 点	平 声				上 声				去 声				入 声			
	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁	全清	次清	全濁	次濁
平	305 (624)	82 (125)	236 (432)	204 (424)	14 (15)	4 (6)	14 (16)	9 (12)	19 (26)	5 (7)	7 (7)	6 (18)	2 (2)	1 (1)		
平 輕	17 (21)	6 (7)	6 (6)	3 (3)				2 (2)		1 (1)						
上	18 (24)	3 (4)	7 (8)	10 (13)	113 (191)	27 (47)	37 (52)	80 (130)	15 (15)	4 (4)	9 (11)	10 (14)				1 (1)
去	15 (17)	3 (5)	12 (20)	3 (3)	13 (14)	1 (1)	31 (42)	15 (18)	152 (275)	39 (55)	88 (170)	99 (201)				2 (2)
入 輕													7 (8)	4 (4)	3 (3)	2 (2)
入	1 (1)												105 (167)	39 (63)	59 (95)	69 (105)

注

- (1) 高山知明「日本漢語の史的音韻論的課題」(「音声研究」第六卷第一号、二〇〇二年四月)、佐々木勇「日本漢字音史における位相的研究」(「國文学」第48巻第4号、二〇〇三年三月)、参照。
- (2) 調査は、書陵部蔵カラー写真および汲古書院複製本による。なお、本資料については、汲古書院複製本所収、小林芳規論文等、参照。
- (3) 『重要文化財 本朝文粹 全二冊』(一九八〇年、汲古書院)。本資料の調査は汲古書院の複製本により、不明な箇所は、原本調査によって補った。身延文庫長ならびに文庫の皆様に御礼申し上げる。
- (4) 近藤喜博「身延本「本朝文粹」に関する二三の所見」(「日本歴史」第九五号、一九五六年五月)、参照。
- (5) 汲古書院複製本に付された解題(阿部隆一「本朝文粹伝本考——身延本を中心として——」)では、身延本は、「界高二・二種、界幅二・七種。」となっている。新日本古典文学大系『本朝文粹』(一九九二年、岩波書店)の「解説」(大曾根章介執筆)および土井洋一・中尾真樹編『本朝文粹の研究 校本篇』(一九九九年、勉誠出版)も、これを引用している。たしかに、巻第十三以外の巻は、その通りである。たとえば、巻第二の界高は二・三 cm、界幅は二・六×三・〇 cm、巻第十四は、界高二・二 cm、界幅二・五×二・八 cmである。しかし、巻第十三のみは、界高二・四 cmで、他巻より二 cm 余り高い(界幅は二・五×二・八 cm)。巻第十三の奥書は、「最明寺」を誤って訂正している点も不審である。また、静嘉堂文庫蔵江戸初期写『本朝文粹』は、身延本の書写奥書をも写す身延本系統の写本でありながら、巻第十三の奥書は写されていない。
- (6) 注4近藤論文にも、「身延本には少なくとも時代を異にした三種の仮名が附され、新らしいものは慶長年間あたり迄も降ると思われるものだが、古いものは鎌倉中期を下らない仮名と認められ、巻第十三の奥書の「建治二年潤三月」頃とほぼ同時頃としても差支えなく、身延本の建治二年を中心にしての書写をその方面からも支持してくれているのであった。」とされる(近藤論文の「追記」には、「身延本の点・仮名に就いては築島裕・小林芳規両氏の示教に預るところが多かった。記して感謝したい。」という謝辞がある)。
- (7) 陽明文庫御当局のご高配により、陽明文庫蔵『本朝文粹』の原本閲覧の機会が得られた。陽明文庫本は、身延本から少なくとも二度の転写を経ながら、丁寧な移点が多くなされている。この本には、身延本の後筆は、加点されていない場合が多い。よって、身延本における後筆訓点の認定に、参考となる。ただし、身延本で鎌倉中期点と判断されるものでも、陽明文庫本には省略されているものがあり、転写時に改変あるいは増補したかと思われる訓点もあつて、絶対の拠り所にはならない。
- (8) ただし、久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点は、教隆点が二度の移点によって改変されている可能性を否定できない。しかし、最初の移点者は、教隆を師とした北條実時ではなかったかと推測されている(注5阿部論文)。この推測が当たっていれば、実時は、教隆存命中は、訓点本への自署・花押の書き入れを控えた人物であり(近藤正齋(一七七一一—一八二九)『右文故事附録』巻一金沢文庫、関靖『武家の興学』(一九四五年、東京堂)一一一頁、参照)、敬師教隆の訓点を大きく変更したとは考えられない。文永からさほど時を経ずして移点した二度目の移点者(すなわち現存久遠寺本の加点者)も、北條家に関わり、教隆の教えをうけた人物であった可能性が高い。いずれにしても、現存久遠寺本の訓点加點者は、北條実時とくらべて、学力および教隆を尊敬する気持ちが大きく劣る人物ではなかったであろう。そのような加點者が、教隆の声点を大

大きく変更したことは考えにくい。少なくとも、清原家学による両資料の訓読の相違を、漢音声調も反映していると考えられる。

- (9) この傾向は、『本朝文粹』諸本によって、差がある。たとえば、天理図書館蔵卷第十三鎌倉中期点・真福寺卷第十四正応元年(一一二八)点  
は、久遠寺本に比して声点の密度が高い。しかし、これらの本には、反切・同音字注が見られない(これは、次項に述べるとおり、願文等を取る巻十三・十四であるためかもしれない)。

- (10) 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』(一九三二年、日本古典全集刊行会)八四四頁、沼本克明『平安鎌倉時代に於る日本漢字音に就ての研究』(一九八二年、武蔵野書院)六三七頁、参照。

- (11) しかし、どちらにも合わない例も存する。特に、同音字注を何から引用したものか、不明である。『廣韻』小韻字と一致する例が多いが、加  
点者の知識によって加点したものかもしれない。

- (12) 注10沼本著書七一〇・七一頁、参照。ただし、同時代の漢籍訓読資料であっても、反切・同音字注と仮名音注との割合には、資料ごとに大きな差がある。さらに資料を増やして、調査しなければならぬ。

- (13) 佐々木勇「金沢文庫本『群書治要』と久遠寺蔵『本朝文粹』との漢字音の比較——鎌倉時代中期における漢籍と和化漢文との字音注の差異について——」(『音声研究』第八巻第二号、二〇〇四年八月)。

- (14) 佐々木勇「『蒙求』における日本漢音声調の伝承と衰退」(『訓点語と訓点資料』第九九輯、一九九七年三月)、参照。

- (15) 声点にも、後筆がある。声点の場合は、原本調査によっても、後筆か否かの判断に迷う場合がある。その場合は、鎌倉中期点として、算入した。よって、実際の鎌倉中期点は、本文に記したもののよりさらに少なくなる可能性がある。

- (16) これらに呉音形が加点された理由は、それぞれであろう。はじめの二例は、人名である。「須」の呉音声調は、去声または上声である。それにも拘わらず、当該例には漢音声調と一致する平声点が加点されている。また、「逃」は、院政鎌倉時代に、漢音「タウ」ではなく呉音「テウ」の勢力が大きかった、という指摘がある(注10沼本著書、一一二八・一一二九頁)。次の「札」に対する「セツ」は、漢字の左側に加点されたもので、音が通常加点される漢字右側の位置には、漢音形「サツ」が記されている。

- (17) 注10沼本著書第二部第二章第一節、佐々木勇「『蒙求』字音点に見られる日本漢音の変遷——鎌倉時代を中心として——」(『国文学攷』第一二二号、一九八九年三月)、参照。なお、金沢文庫本『群書治要』には、他に、日本漢音の体系に合わない音形が、反切・同音字注によって導き出されたと考えられる例が存する(佐々木勇「日本漢音における反切・同音字注の仮名音注・声点への反映について——金沢文庫本『群書治要』鎌倉中期点の場合——」(『国語学』第五三巻第三号、二〇〇二年七月)、参照)。

- (18) 願文・諷誦文等を収載し、比較的呉音が多い巻第十三・第十四(山本真吾「願文語彙の量的構造——文体組成の究明に向けて——」(『三重大学日本語学』第一二号、二〇〇一年六月)、参照)に本稿の対象とする訓点が少ないために、このような差が出る。なお、残りはすべて漢音というわけではない。呉音と認定した例を除いたものには、判定を保留した例、および訓点の欠損・誤読・誤写例を含む。

- (19) これを避けるために、漢音の仮名音注と同時に加点された声点のみを対象とする方法が考えられる。しかし、漢音・呉音同形の漢字も少なくない。それら、漢音呉音同形の例を漢音であると見なすにしても、漢音

の仮名音注と同時に加点了された声点のみを対象としたのでは、久遠寺蔵『本朝文粹』における対象の声点が半数以下になる。また、条件を揃えるために、金沢文庫本『群書治要』の対象も仮名音注加点了字の声点に限れば、『群書治要』においては仮名音注の比率が低いため、対象は、全声点の三分の一以下になる。それでは、分析の対象として数が不足すると判断し、今回のような方法を採用した。

- (20) 『群書治要』鎌倉期点については、全体の加点了例を整理した表を、すでに公表している（佐々木勇「日本漢音の軽声減少について——漢音の国語化の側面——」（『國語國文』第七三四号、一九九五年一〇月）。このたびは、上記呉音形を除外し、若干の修正を加えた表1を掲げる。

- (21) 柏谷嘉弘「図書寮本文鏡秘府論の字音声点」（『國語学』第六一輯）、前注佐々木論文、佐々木勇「日本漢音における軽声の消滅について——漢籍を資料として——」（『鎌倉時代語研究』第二輯、一九九八年五月）、参照。

- (22) 沼本克明「高山寺蔵理趣経鎌倉期点解説並びに影印」（『鎌倉時代語研究』第六輯、一九八三年五月）。

- (23) 注20佐々木論文、参照。

- (24) 金沢文庫本『群書治要』鎌倉期点を処理したのと同じ数え方で数える。それは、「ア」「ジ」などを一音節、「カン」「リョウ」などを二音節とするものである。仮名音注が付されている場合は、それによって一音節・二音節を分けた。また、入声は、唇内・喉内入声字を二音節、舌内入声字を一音節として処理する。ただし、唇内・喉内入声音の促音化例は、一音節と数えた。

- (25) 久遠寺蔵『本朝文粹』における一音節字平声軽点加点了例の三例は、左のものである。拗音・合音の発音には、長めの発音時間が必要であった

かもしれない。

洙シ川カハ（十一309） 遺キをヲ（十一318） 七糸シチイト（四389）

- (26) 金田一春彦『四座講式の研究』（一九六四年、三省堂）第四編、注10 沼本著書五〇〇頁以降、沼本克明『日本漢字音の歴史』（一九八六年、東京堂出版）二六二頁、等参照。

- (27) 注20佐々木論文、参照。

- (28) なお、鎌倉時代の呉音資料においては、「一音節去声字の上声化」と並んで、連音上の声調変化が生じていた。具体的には、アクセントの中心型を避けるために、次の変化が生じたとされている（注10 沼本著書第一部第四章第二節、参照）。

上声＋去声 ↓ 上声＋上声  
去声＋去声 ↓ 去声＋上声

これらの声調変化が久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点に生じていたならば、語頭における場合とそれ以外とで、声点加点了に偏りが見られるであろう。そこで、この点を調査してみたが、明確な結果が出ない。

久遠寺蔵『本朝文粹』鎌倉中期点において、去声字が上声・去声の直後で上声となったと見られる例を探してみると、次のようなものがある（当該資料において、当該字が去声字であることが前提となるため、本資料中に去声加点了例が存し、かつ、語頭以外での上声加点了例を持つ漢字を抜き出す。なお、一音節字は本文中で検討済みであるため、挙例は一音節字に限る。）。

1 賦シ敏シ（二420） 聚シ敏シ（二887）

賦シ敏シ（四464）

2 照シ文シ（二315）

反シ照シ（四208）

3 讀(カク)一爵(カク) (六75)

遜(ソン)一讀(カク) (二150) 饒(シヨク)一讀(カク) (四272)

饒(シヨク)一讀(カク) (四390) 康(カン)一讀(カク) (六629) 掛(ケ)一讀(カク) (七390)

4 瞰(カン)を(五417) 鬼(カク)一瞰(カン) (苦暫反) (四302) 鬼(カク)一瞰(カン) (四325)

鬼(カク)一瞰(カン) (五176) 鬼(カク)一瞰(カン) (五240)

5 鬼(カク)一瞰(カン) (五60) 「鬼」は『廣韻』上声字

蘿(ラ)一逕(ケイ) (五362)

蘿(ラ)一逕(ケイ) (五313)

6 災(サイ)一診(シ) (五393) 「災」は『廣韻』平声字

災(サイ)一診(シ) (二496)

7 窮(キウ)一困(コン) (二611)

沈(シ)一困(コン) (六649)

8 胤(イン) (六80) 車(シヤ)一胤(イン) (九477) 「車」は『廣韻』平声字

選(セン)一納(ナク) (二639)

9 朝(セウ)一選(セン) (六644) 「朝」は『廣韻』平声字

10 洞(トウ) (五162) 洞(トウ)一雲(ウン) (五360) 洞(トウ)一壑(カク) (八382)

洞(トウ)一中(チュウ) (十240) 洞(トウ)一庭(テイ) (十一334) 洞(トウ)一壑(カク) (十二66)

龍(リウ)一洞(トウ) (五415) 一洞(トウ) (八836) 茅(マウ)一洞(トウ) (十262)

春(シュン)一洞(トウ) (十502) 「春」は『廣韻』平声字

11 行(カウ)一に(ニ) (二248) 行(カウ)一を(ヲ) (五339) 行(カウ)一を(ヲ) (五339) 行(カウ)一を(ヲ) (五339) 行(カウ)一を(ヲ) (五339)

553 行(カウ)一愚(ウ) (十247) 德(タク)一行(カウ) (二202) 巡(ジュン)一行(カウ) (二202)

376 續(ジツ)一行(カウ) (六253) 周(シュウ)一行(カウ) (六76) 言(ゲン)一行(カウ) (九628)

三十一行(カウ) (八699) (吳音合符が引かれている。濁声点でもあり、吳音声調を示す例かもしれない。)

以上、十一字である。

なお、この場合の上声点加點例が吳音声調の混入例であるとは考えにくい。たとえば、1「斂」は、吳音声調平声(觀智院本『類聚名義抄』和音「レム」(僧中二九ウ7))であり、『廣韻』声調と一致する去声点とともに、上声点も漢音声調を示すと考えられる。

右の用例1〜4を見ると、上接字の上声または去声の影響で、当該字の去声が上声に変化したようにも見られる。しかし、平声・入声に続く上声加點例が多い。右の例からは、本資料の声点加點が、同一字において、時には同一語内であっても、上声と去声とで揺れている、ということが指摘できるだけであろう。

『群書治要』で同様の作業を行なうと、次の二例が見つかる。

1 七(チ)一寇(コウ)を(ヲ) (三429)

七(チ)一寇(コウ) (必以反) 七(チ)一寇(コウ) (勅亮反)を(ヲ) (二306)

2 司(シ)一寇(コウ) (八7) 兵(ヘイ)一寇(コウ) (八159)

司(シ)一寇(コウ) (八146) 大(ダイ)一寇(コウ) (八119)

右の1は、上接字上声の影響で上声点に加點されたものかもしれない。ただし、2の上接字「司」は、『廣韻』平声字である。

よって、両資料とも、連音上の声調変化の存在を明言することは困難である。しかし、久遠寺蔵『本朝文粹』に、金沢文庫本『群書治要』よりもその可能性が存する例が多いことは、事実である。

(29) 山本秀人「久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について——助字の訓法を中心に——」(『鎌倉時代語研究』第十四輯、一九九一年十月)からの引用。なお、宇都宮啓吾「紅葉山文庫本『令義解』序との比較から見た久遠寺蔵『本朝文粹』所収「令義解序」の訓法——久遠寺蔵『本朝文粹』の訓読の側面——」(『国文学攷』第一三四号、一九九二年六



月)にも、久遠寺蔵『本朝文粹』の訓読は、「清原家の家説」に基づいた「規範的態度」によるものではあるが、漢籍訓読とは異なる「日本漢文」の訓読に共通する訓読法であったのではないか、という指摘がある。

(30) 注13佐々木論文。

(31) 本稿を対象とした両資料の相違は、教隆個人のものであるかもしれないが、清原家学における両資料の訓法形成史の上に生じた相違であったかもしれない。

『本朝文粹』にも諸本による差があろうし、和化漢文で使用された漢語音も一様ではなかったであろう。たとえば、沼本克明は、「民衆の言語生活における漢語」音を反映する和化漢文として、楊守敏旧蔵本および真福寺本『将門記』と高野山西南院蔵『和泉往来』および高山寺本『古往来』を取り上げ、平安後期〜鎌倉初期の漢字音を分析している(注10沼本著書、付論第三章)。それによれば、これらの和化漢文は、久遠寺蔵『本朝文粹』よりも加点年が早いにもかかわらず、よりいつそう日本語化された音を反映している。また、これらへの声点加点率は、久遠寺蔵『本朝文粹』よりもさらに低い。

(32) 小林芳規「和化漢文における口頭語資料の認定」(『鎌倉時代語研究』第十二輯、一九八九年七月)は、前注沼本論文と同じ和化漢文を対象に、「口頭語」を指摘し、次のようにまとめている。

口頭語は、将門記二本と古往来二本のうちでは、規範力の弱い楊守敏旧蔵本と和泉往来とに強く現れたが、正格漢文と違って、本来日本語文を書いた和化漢文の訓読には潜在的に現れうるものである。

(略)規範力の間隙をぬって、このような口頭語が現れていることの背景には、日常談話の場ではこの種の口頭語やその語法がもっと盛んに行われていたことを窺わせるのである。

〔付記〕投稿後、査読委員の先生方から貴重なご意見を頂きました。それによつて、表現を改め、誤りを訂正することができました。ここに、記して深謝申し上げます。

〔ささき いさむ、広島大学大学院助教授〕

(平成十七年一月四日受理)